

**かすみがらの
図書館便り**

休館日▶毎週月(祝)の場合、翌火曜日)

どもの読書といつと童話など
文字のたくさん書いてある本

を中心に考えてしまいますが、マンガや絵本、図鑑なども読書の一環です。自分の読みたい本を読み、考え、感じる事ができれば、読書の意味をはたしています。本を読めるようになった子どもは、本が読みたててたまりません。自分で読める、好きな本を読めることに喜びを感じます。子どもの読書ではジャンルなどを絞り込まず、できるだけ幅広い書物に触れさせるのがコツになってきます。どんなにおもしろい本でも自発的に読む本と、勧められて読む本では違うものです。ある程度は子どもの自主性に任せて本を選んでもよいでしょう。

霞ヶ浦帆引き船
操業継承部
部員募集

Sail tugboat

● 漁法は打瀬網漁に分類

風のない日は漁をせず、霞ヶ浦の自然の摂理にかなう漁法であった。帆引き船は霞ヶ浦が世界に誇る文化遺産といえよう。現在は、かすみがうら市土浦市、行方市で観光帆引き船として運航されている。

ドウコとアカトリ

⑤ドウコは冬場の寒さ対策として、船の上で使う火鉢のようなもの⑥アカトリは船にたまった水をすくい出す掃除機の役割をしていました。

帆 引き網漁法や操船技術の習得、伝承を目的に「霞ヶ浦帆引き船操業継承部」を立ち上げました。現在、同継承部のメンバーを募集しています。帆引き網漁法の習得やその保存継承活動に興味のある方からの応募をお待ちしています。

④ 小型船舶免許所持者は、帆引き船見学者を乗船させる随伴船の操船を行う場合もあります。

▼ 帆引き船の歴史や継承部の活動内容など詳しくは、観光商工課（霞ヶ浦庁舎）へお問い合わせください。

事業者向け

マイナンバー制度 はじまります

10月1日から始まる「マイナンバー制度」について、2月号で市民の皆さんにお知らせしましたが、3月号では、事業者向けマイナンバー制度についてお知らせします。問 情報広報課(霞ヶ浦庁舎)

▼マイナンバーの利用や提供、収集、保管は、法律に規定された社会保障や税、災害対策に関する事務を行う場合に限定されています。

▼マイナバーを扱う必要がなくなった場合は、マイナバーを速やかに廃棄・削除しなければなりません。

No. 3
適切な安全管理措置に組織と
しての対応が必要です

▼事業者は、マイナンバーや特定個人情報等の漏えい、滅失の防止など適切な管理のために、適切な安全管理措置を講じなければなりません。

▼委託先に法律上の監責責任があります。
▼マイナンバーを扱う事務の委託を受けた者が再委託を行う場合、委託者の承諾を得る必要があります。

⑨詳しくは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」など特定個人情報保護委員会ホームページ(<http://www.jpcc.go.jp>)よりご覧ください。

A. 本を探すには、館内のコンピューターで探すことができるよ。操作は、タッチ式だから簡単だよ。わからないときは、図書館の人に聞いてね。それに、自宅のパソコンからでも読みたい本を探すことができるし、予約もできるんだよ。

A. 図書館で本を借りる場合には、図書館利用カードが必要です。身分証明書を持って、図書館で申し込みしてね。かすみがうら市に住んでいる人、働いている人、通学している人なら誰でも作ることができます。



A. 図書館にない本は、リクエストすると購入してくれるんだよ。図書館の購入計画に合わない本や資料は、茨城県内の図書館から借りてくれる相互貸借もやってるよ。

子どもの読書活動を進めていくためには、読み聞かせや一緒に本を読むなど本に触れる機会をつくるのが大切です。子どもの成長や状況、個性に合わせて、ふさわしい本に出会い、読書に親しむ時間を持つことができる環境づくりが求められています。

